

市第56号議案

横浜市保護施設条例等の一部改正

横浜市保護施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市保護施設条例等の一部を改正する条例

（横浜市保護施設条例の一部改正）

第1条 横浜市保護施設条例（昭和31年6月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認める場合を除き」を加える。

（横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正）

第2条 横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認める場合を除き」を加える。

（横浜市老人福祉施設条例の一部改正）

第3条 横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認める場合を除き」を加える。

第7条第4項中「又は規則で定める場合」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

保護施設等に係る指定管理者の指定の手続を変更する等のため、横浜市保護施設条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市保護施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第5条（第1項省略）

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

（第3項から第5項まで省略）

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第6条（第1項省略）

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人を対象として公募するものとする。

（第3項から第5項まで省略）

横浜市老人福祉施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第4条（第1項省略）

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するも

